

住宅省エネルギー性能証明書発行業務（住宅ローン減税）

1 制度の概要

住宅ローンを利用して住宅の新築・取得又は増改築等をした場合、最大 13 年間、各年末の住宅ローン残高の 0.7%を所得税額等から控除する制度です。

当社では、住宅の省エネルギー性能を証明する書類の発行を行います。

詳しくは国土交通省「住宅ローン減税」をご覧ください。

2 住宅省エネルギー性能証明で求められる基準

令和 4 年度税制改正により、認定住宅等の新築取得等を行った場合の住宅ローン税額控除の特例（住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置等）の対象となった、特定エネルギー消費性能向上住宅（以下「ZEH 水準省エネ住宅」）およびエネルギー消費性能向上住宅（以下「省エネ基準適合住宅」）の基準は、以下を適用します。

対象	基準	
住宅の新築または新築 住宅の取得	ZEH 水準省エネ住宅	断熱等性能等級 5 以上 ^{※1※2} かつ一次エネルギー消費量等級 6 ^{※1} 以上
	省エネ基準適合住宅	断熱等性能等級 4 以上 ^{※1※2} かつ一次エネルギー消費量等級 4 ^{※1} 以上

※1 評価方法基準第 5 の 5 の 5-1 (3) および評価方法基準第 5 の 5 の 5-2 (3)

※2 評価方法基準第 5 の 5 の 5-1 (3) 八に規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除く

3 適合審査に必要な提出図書

適合審査に必要な提出図書は、以下となります（1 部提出）。

なお、設計住宅性能評価、フラット 35、BELS 等を審査機関に同時に申請する場合においては、適合審査に必要な提出図書のうち設計住宅性能評価、フラット 35、BELS 評価等の提出図書と重複するものは省略することができます。（ただし、適合審査の内容が確認できる場合に限る。）

a. 図面審査

■ ZEH 水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅共通

- 住宅省エネルギー性能証明申請書（別記第 1 号様式）
- 設計内容説明書
- 付近見取り図
- 配置図
- 仕様書
- 各階平面図
- 立面図
- 断面図または矩計図
- 基礎伏図〈断熱等に関わる部分がある場合に限る〉
- 設備機器表
- 各種計算書
- 各種性能等の根拠資料一式
- その他審査に必要な書類

b. 現場審査

■ ZEH 水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅共通

- 現場審査依頼書
- 建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証またはその写し
- 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 15 に規定する工事監理報告書（以下「工事監理報告書」）の写し（※現場検査を工事監理報告書にて行う場合に必要）